

建設工事での廃棄物処理を解説

泥土リサイクル協会

有価物該当性の判断指針など

(一社)泥土リサイクル協会(愛知県稲沢市、木村孟理事長)は11月2日、会員企業を対象に、「建設工事の廃棄物処理におけるステークホルダー毎の責務と役割」と題した今年第2回目のウェビナーを開催した。

ウェビナーの講師は、同協会事務局長の野口真一氏が務め、野口氏は講演の始めに排出業者、発注者、設計者、下請負人、処理業者、製造事業者等とステークホルダーを整理し、それぞれの責務と役割について説明した。さ

らに、実際の工事では多くの元請け事業者や下請負事業者が多数おり、関係が複雑になり、責任の所在が曖昧になり、トラブルの原因になることを指摘。基本的には元請業者が排出業者に該当し、自らの責任で適正処理を行い、廃棄物の発生抑制、再生利用等の活用を積極的に図るなどさまざまな役割を履行する必要があることを説明した。建設工事における廃棄物処理には、自己処理と委託処理があり、自己処理においては、排出事業者は許可不要となり、自ら利用と委託処理を適切に組み合わせることにより、コストの低減を進めなが

ら適正処理を進めることができるという点について、物流や費用などの動きも含め事例を挙げながら解説した。利用形態毎の建設汚泥処理物の取り扱いについては、「業許可や施設許可の必要性、価値判断の考え方、卒業棄物と判断時期が異なるため、この点を留意しておかなければならない」という。自ら利用についても触れ、従来は建設汚泥の発生工事と再生品の利用工事の元請業者が同一であれば「自ら利用が可能」だったが、現在発注者主導型の自ら利用について一部の政令指定都市も一部が可能となっている。

また昨年7月、環境省による通知「建設汚泥処理物の有価物該当性に関する取扱いについて」についても解説。これまでは有償譲渡された時点において、有価物として扱う(卒業棄物)ことができたが、今後はこの通知に基づき、製造された時点でも有価物として取り扱うこともできる。野口氏は「製造された時点で有価物として扱うことができる」といって、そのためにはいくつかの条件をクリアし、さらに独立・中立的な第三者が認証する必要がある。またこの認証のための費用も必要となるため、コストや時間など総合的に勘案し適切に制度を運用しなければならぬ」と述べた。